

# 描こう！るもいの未来予想図 市民参画でつくる 新しい総合計画と自治基本条例

## 市役所の自己評価による 第4次総合計画の検証

### 市民参画の計画づくり

留萌市では、現在実施中の第4次総合計画の計画期間が平成18年度で終わることから、昨秋より平成19年度から始まる「新しい総合計画」の策定と、まちの憲法となる『自治基本条例』を制定するための作業を進めています。

総合計画と基本条例は、言うまでもなく市民のためにあるものです。ですから、市民の皆さんが積極的に計画の立案に加わり、市民参画型の策定にこだわり、市役所はそのお手伝いするという手法で作業を進めています。

市民公募で集まったまちづくり市民会議パッションミーティングのメンバー18名は、互いに協力しながら、総合計画と基本条例の市民案づくりを行っています。

### 第4次総合計画の反省を生かした計画づくり

第5次総合計画の策定では、第4次総合計画の反省を生かした計画づくりを進めることが必要となります。

そのため、市では平成9年度から平成16年度までの8年間を振り返り、現時点での施策の進み具合や課題の自己評価と確認作業を行いました。

自己評価と確認作業のポイント  
は、次のとおりです。

■総合計画の施策を予算の費目に置き換え、各施策についての担当課長レベルの評価としました。  
(114分類 256件)

■第4次総合計画の基本政策は、基本目標として掲げた「6本の柱」都市空間計画、生活環境計画、産業振興計画、健康福祉計画、生涯学習計画、市民行動計画のほか、行財政運営の目標、都市づくりを支えるために「7つの基本政策」で構成されています。これを担当部長が政策レベルで評価し、現在の課題と今後の方向性をまとめました。

### 市の自己評価のまとめ

第4次総合計画を策定した時点では、評価を前提とした総合計画をつくるという考え方がなかったため、施策の成果や達成状況を測る目安となる「指標」や「数値目標」を設定していませんでした。また、評価に必要となる基礎的なデータ(市民の満足度など)をもち合わせていませんでした。これらの理由から、今回の評価では、評価をする上で最も重要となる「客観的な評価」を行うことが極めて困難な状況でした。

このような問題を克服し、効率的な資源配分、事業費、事業量、労力、時間などと市民満足度の高い行政を総合的、計画的に進めるためにも、第5次総合計画では、市民の生活や営みの視点で政策や施策を構成し、成果指標に基づく評価が可能な設計とそれに基づく行政経営システムが求められます。

### 【上表の補足説明】

■『その他の施策』は、「都市づくりを支えるために」に含まれない市役所内部の管理業務です。  
■災害復旧などの臨時的かつ突発的な事業については、評価の対象外としました。  
■企画部門で新たに事業を立ち上げ、後に担当課へ振り分けた事業については、企画部門で評価はせず、担当課が評価を行いました。

## 自己評価による第4次総合計画の達成状況

基本政策	達成	概ね達成	停滞	休止	未着手	判断困難	合計件数
都市空間計画	施策終了	1	1				2
	施策継続	1				1	2
	見直継続			4		1	5
生活環境計画	施策終了	1				1	2
	施策継続	2	18	1		2	23
	見直継続		11	3		1	15
産業振興計画	施策終了	1	5				6
	施策継続		2			2	4
	見直継続	2	23	6		4	36
健康福祉計画	施策終了	1					1
	施策継続	1	26	4			31
	見直継続		9		1		10
生涯学習計画	施策終了	1					1
	施策継続		18	1		2	21
	見直継続		12	3		1	16
市民行動計画	施策終了	2					2
	施策継続		4				4
	見直継続		2				2
都市づくりを支えるために	施策終了	1	7	1			9
	施策継続	1	3	1		4	9
	見直継続		1				1
その他の施策	施策終了	9	4			8	21
	施策継続		2	1		2	6
	見直継続						
合計件数	24	148	25	1	2	29	229

### 基本政策とは

総合計画における「目指すまちの姿(将来都市像)」の実現に向けて、市の基本目標や取り組みの方向を示します。第4次総合計画においては、7つの基本政策(6本の基本目標+行財政運営の目標)があります。

### 基本施策とは

「政策」という上位目的を達成するための方策について、どのように進めるかという考えを示しています。第4次総合計画においては、29項目(その他の施策を含む)の基本施策があります。

### 事務事業とは

施策目的を達成するための具体的な個別の事業を示します。第4次総合計画においては、現時点で256項目(その他の施策を含む)の事務事業があります。

総合計画&自治基本条例に関する問合せ先  
まちづくり市民会議への参加申込み先

## 留萌市役所総合計画担当

留萌市幸町1丁目11番地  
☎0164・42・1869(直通)

留萌市ホームページの上部バナー「描こう！るもいの未来予想図」から、総合計画のホームページへ訪れることができます。

## 参加者募集中

まちづくり市民会議  
パッションミーティング

留萌市では、第5次総合計画と自治基本条例の策定に向けて、市民と行政が互いに満足度と実施意欲の高い成果が得られることを目指し、協力しながら策定作業に取り組むため、まちづくり市民会議(パッションミーティング)を開催しています。  
会議開催中は、いつでもメンバーに加われますので、皆さんも新しい総合計画と自治基本条例づくりに、ぜひ参加してください。申込み、お問合せの窓口は、市総合計画担当です。

まちづくり市民会議  
(パッションミーティング)

市民の皆さんが、行政の意思決定に参加する手法のひとつで、留萌市独自のものです。会議の運営は、参加者の自主運営を基本として、参加者相互の自由な発言を尊重し、発言者の公平性に配慮しています。会議では、提言事項をまとめ、「市民案」を市長に提出します。